



工事紹介

工事現場を見学させていただき
現場代理人さんにお話を伺ってきました！



最上川中流蔵岡地区治水対策工事（戸沢村）



(株)新庄・鈴木・柴田組
現場代理人
二坂 栄一さん

■どのような内容の工事ですか？

蛇行した角間沢川の水の流れをよくするための工事です。現在は、函渠というコンクリートでできたトンネルのような構造物を作るための床掘り作業を行っています。（取材当時）



函渠建設のための
床掘り作業状況

函渠とは・・・
地中に埋設される箱型の構造物のことです。

こちらの工事では、床掘り作業完了後、鉄筋とコンクリートを使って、長さ約20mの函渠を現地で建設します。

■工事完成への意気込み

無事故で工事を完成させることが一番の目標です。発注者と地域住民の方々に喜ばれるような仕事がしたいと思っています！

■地域住民のみなさまへ

蔵岡地区は、角間沢川を管理している山形県の工事など、工事が集中している地区で、地域住民の皆様には大変ご不便をお掛けしております。工事完成まではまだ時間がかかりますので、引き続きご理解とご協力よろしくお願い致します。



新型コロナウイルス感染症対策
熱中症対策もバッチリでした！

最上川中流古口下流地区河道掘削工事（戸沢村）



(株)柿崎工務所
現場代理人
佐藤 重信さん

■どのような内容の工事ですか？

最上川と角川の合流点に堆積した土砂を掘削し、川幅を広げ、川の流れをよくして大雨で増水した場合でも最上川の水位の上昇をできるだけ抑え、洪水による被害を軽減する工事です。



掘削した土砂は水防などの緊急時に
使用するため、堤防に盛土して備蓄
しておきます！



土砂を積んだダンプトラックが公道を走るため、洗淨式散水車を使用し、砂ほこりが舞うのを防いだり、道路を清掃したりしています！



■工事完成への意気込み

現場に携わってくれている人たちが大変チームワークがよくて仲がいいので、その雰囲気を壊さないように、最後まで気を抜かず安全に作業にあたります！

■地域住民のみなさまへ

ダンプトラック多く通るのでご迷惑をお掛けしていますが、交通ルール遵守で運行させるということ、過積載には絶対にならないようにすることは約束していますので、ご理解とご協力を頂ければと思います。

総合防災訓練 9月1日

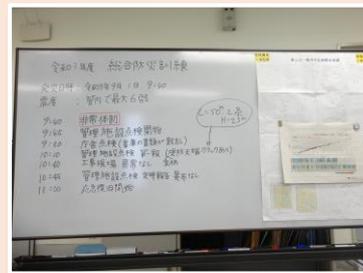
新庄河川事務所では、毎年、職員の防災能力の向上を図ることを目的として「総合防災訓練」を実施しています。

訓練では、最大震度6弱の直下型地震発生を想定し、災害発生時における被災状況の迅速かつ確かな伝達及び情報共有などの災害対応訓練を実施しました。



↑災害発生箇所を確認中

ホワイトボードで
↓災害発生状況を整理

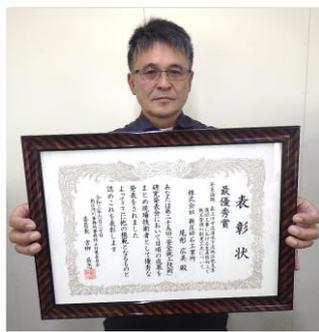


第25回 安全施工技術研究発表会 6月30日

現場技術者による「安全施工技術」研究発表会がオンライン形式で開催され、鳥越出張所管内の工事を施工していた業者さんが見事、最優秀賞を受賞されました！！

最優秀賞

「最上川中流清水下流地区他災害復旧工事における生産性向上と施工管理の創意工夫について」
(株)新庄砕石工業所
尾形 広美さん



今回、最優秀賞をいただきましたこと、とても栄誉のあることと感動しています。

これからも地域の方々が安全・安心に暮らせるよう、災害に強いまちづくりに携わり、土木技術の向上を目標に今後とも、多くの人たちにお力添えを頂きながら、土木工事に邁進していきたいと思います。

川の利用案内

川を使う時には届け出が必要ことがあります！

堤防は、洪水などによる水害を防止したり、散策などに利用され、川は広くみなさんのために存在しています。散歩やジョギング、釣りなどで利用する時には、特に許可は必要ありません。しかし、例えば川の水を取ったり、川原に建物を建てたり、川の砂利を取ったりするなどの行為が届け出なしに行われると、川本来の姿や役割が果たせなくなってしまいます。そのため、川についての法律である「河川法」で、そうした事を行う時には、事前に河川管理者に許可を受けることが決められています。

許可が必要な場所は？

堤防と堤防に挟まれた区間の河川区域で許可が必要です。
※河川保全区域も許可が必要になる場合があります。

自由使用

散歩やジョギング、釣りなどはいつでも自由に使用できます♪
許可申請は必要ありません。

河川の一時占用

お祭り、マラソン大会、川下り大会などのイベントで一時的に河川区域を占用する場合には届け出が必要です！！



許可申請をするには？

出張所で利用目的などをお伺いし、許可申請に必要な書類を提出していただきます。
まずは出張所へご相談ください。
◆担当窓口：管理第一係 中野◆

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所 鳥越出張所
〒996-0002 新庄市金沢字中村1495-13

TEL:0233-22-6038 FAX:0233-22-0083

新庄河川事務所HP:<http://www.thr.mlit.go.jp/shinjyou/>

右のQRコードを読み取ると、携帯やスマートフォンから簡単にご覧いただけます。
ご意見・ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

